

青森大学・青森短期大学個人情報保護委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、青森大学・青森短期大学における個人情報の取扱いを適正かつ円滑にすすめるために、「青森大学・青森短期大学個人情報の保護に関する規程」第6条に基づき設置する青森大学・青森短期大学個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定める。

(委員会の構成)

第2条 委員会は、次の者で組織する。

- (1) 青森大学学長
- (2) 青森短期大学学長
- (3) 学生部長
- (4) 入試広報局長
- (5) 教務委員長
- (6) 青森大学大学院研究科長
- (7) 学部長より2名
- (8) 事務総局長
- (9) 事務局長

(審議事項)

第3条 委員会は、次の事項について審議する。

- (1) 個人情報の保護に関する規程等の整備に関する事項
- (2) 個人情報の収集、管理、利用、開示又は訂正に関する事項
- (3) 個人情報の取扱いに関する不服申し立てに関する事項
- (4) 個人情報の管理者に対する指導・助言に関する事項
- (5) 個人情報保護に関する広報・啓発に関する事項
- (6) その他、個人情報保護に関する重要事項

(委員の任期)

第4条 第2条の委員の任期は、その在任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会には、委員長及び副委員長1名を置く。

- 2 委員長は、青森大学学長を充てる。副委員長は委員長の指名による。
- 3 委員長は、委員会を主宰する。副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 3 委員会の議決は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員

長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(事務)

第7条 委員会の所轄部署は、総務課とする。

(改正)

第8条 この規程の改正は、委員会の議を経るものとする。

附則

この規程は、平成22年10月20日から施行する。